第5回神戸市会活性化に向けた改革検討会

日 時 平成23年9月16日(金) 14時1分~18時41分

場 所 28階第4委員会室

参加者 安井俊彦 議長 (座長), 池田りんたろう 副議長

(民主党) 前島浩一 団長, 崎元祐治 幹事長

(自由民主党) 安達和彦 団長, 守屋隆司 幹事長

(公明党) 吉田謙治 団長, 大澤和士 幹事長

(日本共産党) 松本のり子 団長, 金沢はるみ 幹事長

(みんなの党) 高山晃一 代表兼幹事長, かわなみ忠一 副幹事長

(自民党神戸) 大野 一 団長, 梅田幸広 幹事長

(新社会党) あわはら富夫 幹事長

(住民投票☆市民力) 林 英夫 幹事長

(たちあがれ日本) 北山順一

議 題 (1) 執行機関に対するチェック機能の強化について

- ①議決対象の拡大(地方自治法第96条第2項の活用)
- ②調査権限のあり方と100条委員会
- ③地方自治法第176条問題(議会の再議の扱い)
- ④ 通年議会
- ⑤本会議における質疑のあり方
- ⑥委員会活動の活性化
- ⑦予算編成過程や議案の賛否のための情報開示
- (2) その他

議事録(要旨)

- 1. 自由民主党、日本共産党、神戸新聞社からの写真撮影の申し出を許可するとともに、事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。
- 2. 事務局より、資料の別紙1から別紙3の説明を行った。
- 3. 執行機関に対するチェック機能の強化について、各検討項目の協議を行い、以下のとおり確認した。

①議決対象の拡大(地方自治法第96条第2項の活用)について、「マスタープラン等の行政計画」については、議決対象とすることを確認した。「審議会での内容、委員構成」については、議決対象としないが、できるだけの情報公開を当局に求めていくこととした。「法定受託事務」については、地方自治法の改正もあり、議決対象とする方向を確認した。「一定額以上の出資・出捐」については、後日、再協議することとなった。「他団体との提携、協定、交流」については、議決対象としないが、情報公開及び協議過程の明示・報告を求めることとした。その他として、「人事案件の委員会付託」については、議会に対して当局からもう少し早く提示される必要があることから、その時期・方法などを別途検討することとなった。「マスタープラン等の素案・中間報告」については、議決対象を最終報告のみとし、素案・中間報告は対象としないこととなった。

②調査権限のあり方と 100 条委員会について,議員個人の調査権(資料請求権)は,議会基本条例の策定の際には、一定の制限を設けた上で明文化することを確認した。

- ③地方自治法第176条問題(議会の再議の扱い)について、制度改正を国に訴えていくべきかどうか等については、後日、再協議することとなった。
- ④通年議会について,通年議会を目指す方向を確認したが,その方法等(2期制,一事不再議等の問題)については、後日,再協議することとなった。
- ⑤本会議における質疑のあり方について、本会議における「一問一答」制については導入するが、質問者に「一括質問一括答弁」制との選択をゆだねることと、回数制限を廃止する方向を確認した。「反問権」については質問趣旨の確認にとどめることを確認した。「議員間討議」については合議体である議会において意見を集約するため、導入する方向であることを確認した。ただし、議会基本条例の策定の際に規定するかどうかは、後日、協議することとなった。その他として、「一般質疑・一般質問の創設」「答弁時間と質問時間の分離」「交渉会派・非交渉会派の問題」等については、通
- ⑥委員会活動の活性化について、「テーマ設定」については、各委員会でテーマを設定し、委員会独自の調査を行うことを確認した。その他については、内容が多岐にわたっているため、精査の上、検討項目を整理することとした。
- ⑦予算編成過程や議案の賛否のための情報開示について,二元代表制のもと,議会の意見を予算に 反映させる方法等を,後日,再協議することとなった。
- 4. 次回検討会の検討項目を以下のとおり変更した。また,10月17日(月曜)に山梨学院大学の 江藤俊昭教授をお招きして,「政策立案・提言機能の充実」をテーマとしたセミナーを議場で実施す る予定であることを報告した。

次回 10 月 13 日 (木曜) の検討項目を「市民参加の積極的な促進」に変更し、10 月 27 日 (木曜) の検討項目を「政策立案・提言機能の充実」に変更した。

なお, その際, 次のような発言があった。

①議決対象の拡大(地方自治法第96条第2項の活用)について

年議会の検討とあわせて、後日、再協議することとなった。

(崎元議員) 今まで地方議会は国の下請機関のようなところがあったが、もっと我々の議論、市民の声を議会の中で反映させなければいけないという思いが、平成23年5月の自治法改正によってできたので、マスタープランやさまざまな計画も私たちの声が反映できるように議決対象に追加したらどうか。新しく生まれ変わる神戸市会として、この第96条第2項を活用していきたい。

(守屋議員)最初に全般的な思いを述べたい。議会の活性化、改革実現のために自由民主党神戸市会議員団は、政策・立案を発信できる議会を目指して当局との政策のやりとりや組織を変えていく必要があると考えている。今、地方議会に求められているのは、与党・野党の枠組みを超えて議会が意思決定機関にオブザーバーとして参画し、市民に意思決定のプロセスを示すことである。例えば、政策や予算編成の議論の場をつくる――(仮称)政策立案委員会を設置するなど、議会改革を進める大きな原動力になると思う。これらの観点を基礎に改革検討会で議論を深めていきたい。

自由民主党もこの地方自治法第96条第2項の活用は重要だと考えている。特に基本計画や長期計画の策定等は、議決対象に加えるべきである。法定受託事務については、議決対象とすることが可能となったことから、概念としては、政令で除外されるもの以外は含めていくべきと考える。

(吉田謙治議員) 私どももマスタープラン等の行政計画は議決対象とすべきだと考えるが、マスタープラン等の行政計画と言ってもいろんなものがある。中長期にわたることで、特に予算に絡む行政計画については、——本来、単年度会計なので、毎年議決をするわけだが——その影響がやはり大きいと思われるので、そういうものを中心に議決対象としてはどうか。

(松本のり子議員)議会は、選挙で選ばれた市民の代表である議員が構成する議事機関であるので、マスタープランの行政計画は、当然議会の中で議論していくべきである。兵庫県では、昭和39年から2,000万円以上の出資金・出捐金も議決対象にしている。もちろん神戸市会でも予算のときには出てくるが、単行議案ではないので、やはり単行議案として出すべきではないか。また、審議会でも、例えば、昨年、港湾審議会に入っていたが、審議会で決まったことが議案に出てこないものも多々ある。それも含めて議決対象とすればいいのではないか。

(高山議員) 基本的に意見が一致して非常によかったと、特に補足はない。

(大野議員) 特に補足はない。

(**あわはら議員**) 基本計画・マスタープラン, それから各分野でいろんな長期計画があるが, それも含めて議決対象に加えるべきではないかと思う。

(林議員) この問題については、常任委員会とか、決特委・予特委でも指摘してきた。特に予算を中心に決議する上で非常に情報が少ない。当局は、いつも PDC Aサイクルと言うが、Pの部分が全然見えない。知らないうちにDoになっている。マスタープランに限らず、市民に近い行政計画は議決対象にするべきだと考えている。それ以上にプラン策定の過程を情報公開していくべきである。これは行政改革の範囲内だと思う。

(北山議員)基本計画やマスタープランを審議の中に入れるのは当然のことだが、そこへ来るまでの姿が見えない。特に少数会派には、ニュースが入ってこない。大会派・少数会派、1人にかかわらず必ず情報を入れるようにして、マスタープランなどの決定経過・実行計画は、長期の予算にも関係することなので当然入れていくべきだと思う。

(安井座長)マスタープラン等の行政計画を議決対象にすることは、すべて一致している。今まで 当局が報告のみで済ませていたものを、これから議会で議決していくことは、議会としてその責任 を負うことにもなる。したがって、今後、積極的に関与していくということでまとめさせていただ く。ただ、公明党さんが言われたように、その範囲について、中長期、予算にかかわるものかどう かなどは、また議論を行いたいが、マスタープラン等の行政計画を議決対象とすることで取りまと めさせていただくがよいか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長)審議会での内容あるいは審議委員の任命について、日本共産党さんとみんなの党さんから意見をいただいているが、これについて趣旨を説明していただきたい。

(松本のり子議員) 先ほど少し間違った話をさせていただいた。都計審でとても大切なことが決まるが、それが議案になるときも全くならないときもある。また昨年、港湾審議会に入っていたが、六甲アイランド沖に大型船を入れるための防波堤をつくる計画をやめるということが審議会で通ったが、次の港湾交通委員会では、全く審議されない。そういう意味では、審議会の内容も常任委員会の議決対象にしたいと思う。都計審などは法的なところで問題があるのかと思うが、それを超えて議会で議論ができたらと思う。

(高山議員)例えば、マスタープランをつくる中にも議員は入っているが、全体に占める議員の割合がこの程度でいいのかと疑問に感じる審議会もある。外郭団体に関するあり方検討会が設置されているが、そこには議員は存在せず、傍聴もできずという中で、議会で質問をすると、それは、あり方検討会での結論を待ちたいという答弁しか返ってこない状況がある。

(**吉田謙治議員**)審議会と一言で書かれているが、都市計画審議会は、法で規定された審議会で、 その権限や役割は明確で独立した権限を持っており、その内容を我々がいいとか悪いとかは言えな いのではないか。法上の審議会の場合は、当然制約があると思う。また、市長が諮問する審議会の内容について、我々が議決をして、その是非を明確にしなければいけないのかと言うと、それは内容次第だと思う。市長が審議会の結論をそのまま実行する保障はない。首長がどうするのかについて、我々が意思表示をすればいいのではないか。委員構成も同じ話である。我々がそこまですることにどれほどの意味があるのか。審議会の委員がいいとか悪いとかの話ではなく、そこで検討されたものについて関与していくべきではないかと思う。

(あわはら議員) 私たちは少数会派なので、審議会に対して関与が弱いのは事実だが、審議会で出た答申が議決対象になるのかというと、それではこの議論は一体何だったのかとなる。審議会の内容を議決対象にすることは理解できない。例えば審議会で、10年計画案が出たと、その計画案を了とするかしないかを議決対象にするのは当然だと思う。交通事業審議会でこういう方向を目指そうという答申が出たとして、これが議決対象になるのかというと、審議会の趣旨からしてそういうものではない。十把一からげにして審議会を議決対象にすることは問題があるのではないかと思う。

(林議員)全く同感である。議決対象はもっと精査しないといけない。議決対象とするのか、その 過程をチェックするのかは分けて考えないと、逆に議会の権限が横暴になることもあると思う。現 状で、いかに我々が調査権を駆使してチェックするかが重要だと思う。

(松本のり子議員) 答申と議案を分けて考えたらいいと思う。審議会で議案が出たときは、先ほども言ったような防波堤をやめるやめないは、みなと総局の中ですればいいと思うし、答申にしても、重要な、例えば、交通事業審議会で敬老パスを有料化する方向の答申は、市政そのものであるが、議会で本当にこれが正しいのかどうか、一切議論ができなかった。

(かわなみ議員) 私たち議員の能力を超えた専門知識が必要なものに関しては、審議会で専門家を招いて検討することは当然必要だと思うが、その中に議員が入っていなくてチェックもできないのは問題である。当局からの説明では、検討会で検討中であるという答弁が多いので、そこは議決対象にしないのであればそれでもいいが、その部分は改めて焦点を当てるべきではないか。

(前島議員) 先ほど吉田議員が言われたように、その審議会が法的に根拠づけて、そこで議決ができる審議会かどうかが分かれ目であって、都市計画審議会や港湾審議会などが、それに該当するのではないかと思う。敬老パスの話は、市長の私的諮問みたいな機関に審議をお願いしただけであるので、当然、その結果については、議会に議案として上程されてくる内容であり、そこでしっかりと議論すればよく、その辺の使い分けをすれば、改めて議決対象にする必要はないのではないか。

(**吉田謙治議員**)審議会で議論される中身に関与すると――審議会は、自由に意見・討議をしていただくためのものなので、そこで一々、正しいとか間違いとか言っていたら、だれも審議会の委員になってくれない。我々は、その審議会の議論を聞いて、その結果について、市長に対して意見を言うと。例えば計画であれば、出てきたものを議決すればいいわけで、委員の任命とか議論の中身にまで首を突っ込むのは筋違いではないかと思う。

(あわはら議員) 市長の権限でできることと、議会の権限でできることは線引きしておかないと、 そこへ踏み込んでしまうと、議決しにくくなるのではないか。問題は、検討会の中でしていること の情報開示である。その検討会の議論のたたき台になった情報を議員にも共有させてもらうことを 前提にしておけば、基本的に今の議論は解決できると思う。そこに対する不信感があるから、そう いう話になっていると思う。

(松本のり子議員)審議会の中身にまで関与しようとは言っていない。例えば、敬老パスは、議案として一切議会の中には出てこない。本当に市政に関係することは、議案としてきちんと議論をし

ていきたいということである。

(安井座長) 二元代表制で当局の審議会にまで議会が踏み込むべきではないという大勢の意見をいただいた。審議会での内容,委員構成を含めてこれは議決対象にしないと。ただし,できるだけの情報公開をするということでまとめていきたいと思うがよいか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) 法定受託事務について、自由民主党さんと新社会党さんから説明をいただきたい。

(守屋議員)個々具体的に想定はしていない。法改正により拡大になったことから、議決対象に加えられることを担保すべきということである。

(崎元議員) これは追加していかなければいけないと思う。どういう内容のものが神戸市にふさわしいのかは十分議論した上で、決定していく必要があると思う。

(**吉田謙治議員**) 法定受託事務について、その具体の中身については、今後、考えた上で当然対象 にしていただいて構わない。

(高山議員) 中身によって対象にするかどうかを考えていけばいいと思う。

(大野議員) 同じである。

(林議員) 同じである。

(北山議員) 中身によって検討しなければならないものもある。

(松本のり子議員) やはり中身に応じて。

(安井座長)原則として法定受託事務も議決対象とする方向で取りまとめさせていただく。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) 一定額以上の出資・出捐について、共産党さんから説明をいただきたい。

(松本のり子議員) 兵庫県が昭和39年に、この第96条第2項を活用して2,000万円以上の出資金・ 出捐金を議決対象とした。神戸市会でも予算では出資・出捐金は出てくるが単行議案ではない。例 えば、ことし先端医療センターに幾ら出資したのか、莫大な企画のお金から1つ1つめくっていか ないとわからない。単行議案とするため、一定の金額以上の出資・出捐金を県と同じように議決対 象とすればいいのではないか。

(吉田謙治議員) そんなに出資や出捐があるわけではない。また、現実には出資や出捐をする場合には、当然ながら説明があり、予算の中にそれが出てくるので、対象にする必要性は余り感じない。

(守屋議員) 共産党さんの意見としてお伺いしておく。

(高山議員) 共産党さんの意見を別に遮るほどの理由もない。

(あわはら議員) 別にそれはそれでいいのではないか。

(大野議員) 出資や出捐は予算に出るので、それでいいのではないか。審査が二重になる。

(告田謙治議員)出資・出捐は、ほかの団体に対してお金を支出するからという趣旨だと思うが、相手方の団体も、その団体が何をしているかもはっきりしており、なぜお金を出すのかということも当然説明があって、1つの議案ではないが極めて明確である。むしろ我々が気をつけなければいけないのは、例えば助成金はどうか。助成金を出している団体はすごく多いが、一々単行議案とし

て議決するのかと。助成金も全部議決案件として単行議案として出せということになると、大変な 話になってしまう。

(松本のり子議員) 助成金まで含めて全部になると大変だが、県と同じく 2,000 万円以上ということにして――例えば、新しく外郭団体をつくるとして、市が 2,000 万円以上の出資をすると。本当にこの外郭団体が市民にとって必要かどうかというのは、予算のときに一緒に出てきたお金ではなくて、議案として議論をすることで市民に対して説明責任がとれるのではないか。

(北山議員) ケース・バイ・ケースではないか。

(林議員) 非常に悩ましい問題で、全国市町村会議の議長会でも出ている問題であるが、なかなか進まないのは、やはりどこで線引きをするのかということだと思う。基本的には賛成だが、本市会においても継続審議事項として、どこで線を引くのかをもう少し議論した方がいいのではないか。

(安井座長)県が 2,000 万円以上ということで調べてみたが,実態として件数が少ないようである。 この問題で多数決をとる気はないが,少し煮詰めたいので,置かせていただきたい。もう1度,次 の機会でお聞きしたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長)他団体との提携・協定・交流,いわゆる姉妹都市等の意味だが,これについて,公明 党さんから説明をいただきたい。

(吉田謙治議員)特に提携とか協定という場合に、結果として議会も一緒になってするので、あえて議決といっても、議会も挙げてするぞという姿勢みたいなもので、必ずこれを議決対象ということではないが、他都市の議決対象の中に入っていたので書いたものである。

(林議員) 当然, 行政側が進める上で, 議会にも相談はあると思うので, 議決対象にする問題かと。 むしろ議会の方が他都市と提携したり, 海外の都市と交流を深めていくことが大切であり, 当局が することに足かせする必要はないのではないか。

(あわはら議員) 議決対象としていいのではないか。最近,自治体外交と言って,自治体としているんな外交を進めていく動きが,特に日本海側の都市で活発に行われている。ある意味,儀礼的な要素も多いが,将来は自治体外交が大きな政策的な課題になってくると思う。そうなると,その趣旨・内容の吟味もかなり価値があると思うので,対象に加えた方がいいのではないか。

(守屋議員)神戸市の提携とか協定・交流については非常に歩みが遅いと感じる。親善や友好都市とかは、なかなか次の段階に進まない。神戸市は、本当に時間をかけて長くやっていることなので、これについて議決対象とする必要はないと思う。

(大野議員)パフォーマンスという意味で議決するレベルではないか。実質的には、当局と議会が 一緒になってしているわけで、ちょっとよくわからない。

(吉田謙治議員) もう少し補足的に言うと、国が条約を締結し、発効させようとすれば、国会の批准が要る。先ほどあわはら議員が言われたように、自治体も自治体外交を進めることになると、条約を結ぶわけではないが、例えば仁川市と一緒になってコンテナを獲得しようとする場合に、本当に全面的にそれをしていいのかと、国における条約の批准みたいに議会が関与しておく必要があるのではないかと。

(安井座長)参考までに、姉妹都市、親善協力都市、姉妹港、各局が結んでいる個別の技術協定な どいろいろある。他都市の例を見ても、当局と議会が一体となって推し進めていくということで議 決対象にしている都市もある。

(前島議員) 吉田議員が言われたことも理解できないわけではないが、そこへ行くまでのプロセス

が大事で、それは首長が責任を持って、そういう交流や提携をしたいという話になるわけで、どちらかと言えば、対外的な問題について議決でどうこうと――もし否決となると、えらいことになりかねないので、その辺は慎重を期して、なおかつプロセスを大事にしながら進めていくことが重要であると思う。

(北山議員) これについては議決するまでもないことだが、こういう友好都市や姉妹都市、親善都市等と提携するいきさつとか目的とかが1回切りで終わってしまっているところがたくさんあるのではないか。名前はあるが実態はない、こういう提携とか交流は無意味だと思う。実際に実のある提携・交流ができるように我々が担保するような動きをする必要があるのではないか。現実に提携しているフィラデルフィア、リオ、ロッテルダム等との実際の交流はどうなっているのか。新しく提携することについて、どうこう言うのも大事だが、過去のものにも目を向ける必要があると思う。

(安井座長) ほかになければまとめたい。議決をするまでもないが、その経過と成り行き、結果が大事であることから、よく議会と相談し、報告をするということでまとめたいと思う。これは議決対象にはしないが、その経過等に対する情報公開並びにその過程を必ず議会に明示・報告するよう求めるということでよいか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) その他では、人事案件の委員会付託、マスタープラン等の素案・中間報告が出ているが、自由民主党さんから人事案件の委員会付託について説明いただきたい。

(安達議員)人事関係の案件には、副市長の選任や監査委員、教育委員会委員、人事委員会委員、 固定資産評価審査委員、土地利用審査会委員等があるが、非常に形骸化している。自分自身も反省 の上に立っているが、市長の1枚の紙で、それで本会議場――それ以前にいろんな審議はあるのだ ろうが――丸のみという形なので、これでは議会の果たすべき役割をみずから薄めていると思う。 もともと議決対象だが、その提案された人となりや必要であれば質問もできるという体制をつくっ ていかないと、特に大事な役職であり、形骸化している工程を元に戻すという意味で提案させてい ただいた。

(**安井座長**) みんなの党さんのマスタープラン等の素案・中間報告,これはどういう意味か。

(高山議員)マスタープラン等の行動計画が議決対象に含まれるという方向で大体議論が固まっているので、あえてというほどではないが、現状で言うと、素案にしろ中間報告にしろ、例えば区別の場合であれば、区長と少しやりとりをして、ある程度はチェックが働いている部分もあるが、全体としては議会のチェックが不十分である。情報公開やチェック機能が充実するのであれば、それでいいかなと考えている。

(安井座長)人事案件について形骸化している,むしろあてがいぶちで当局が出してくる人について,議会としてもっと慎重に審査・調査するべきであるということだが,これについていかがか。

(前島議員)人事案件の中にもいろいろある。例えば、副市長も人事案件、あるいは監査委員、固定資産評価審査委員、教育委員会委員も人事案件。これらを同一レベルで言うのは難しい部分があるかもしれない。人事案件は議決対象であるが、ただ委員会付託となると、かなりオープンにして一委員会で否決されたらだめということになりかねない。人事のことは、慎重を期して対応していく必要性が当然あると思う。今は代表者会議に提案されて、基本的にはある意味即決みたいになっているが、これをもう少し審議を深めるというか、提案を代表者会議でして、1度会派で練ってもらい、再度、代表者会議で返事をするとか、要するに委員会付託は難しいところもあるので、その辺は少し慎重を期して検討いただけたらと思う。

(安達議員) あてがいぶちという言葉が当たっているかどうかわからないが、非常に形骸化していることも事実である。ほとんど情報がない中で同意をさせられていると言わざるを得ないと思っている。委員会がふさわしいかどうか、1度よく検討しなければいけないが、イメージとしては常任委員会ではなくても、例えば代表者会議で提案をしていただき、その後また議運で話をするとか、そういうことも考えられないかと思っている。確かに人事案件なので、慎重を期さなければならないと思う。常任委員会ですると、非常にオープンになるので、これは大変なことだと思う。

(前島議員)議運という話も出たが、代表者会議でその方の人となり経歴なり実績なりを可能な範囲で資料としていただいて、それを各会派で審査し、また、その時間を担保する。その上で最終的に代表者会議でもう1回返事をする方がいいのではないか。要は強制的に承認させられるという印象は絶対にないように、このような手続を踏む方がいいのではないかと思う。

(**安達議員**) 今は、会派の中でもむ時間がほとんどないのが実態だと思うので、前島議員が言われたように、その期間を担保できるのであれば、我々としては委員会にこだわるつもりはない。

(あわはら議員)人事の問題だからと言われたが、やはり見えるようにしていただきたい。議論の場なり、その人の情報を我々なりに収集する時間の担保は要ると思う。しかし、代表者会議は全く公開されていない。公開されていないところでのやりとりではなくて、公開されたところ、議決事項なので最終的には本会議で公開されるが、それまでのところで公開の場を通過することが必要だと思うので、私たちもオブザーバーで参加し、記者クラブも入れる議運がいいと思う。

(林議員)人事に対して、我々はチェックしていく責務があると思うが、専ら人事権というのは、 行政権に属しており、その部分でいかに我々が彼らの仕事を見ながら問題点を提起していくのかが 議会の役割ではないか。例えば、首長がかわった場合、人事そのものにいちゃもんをつけて、審議 が全然進まないということもある。選ばれた方の仕事をチェックするのが我々の仕事だと思うので、 議決対象にあえてする必要があるのか疑問である。(「既に議決対象になっている。」の声あり)

(守屋議員)最初に申したように議決対象だが、形骸化していると。林議員が仕事を見てと言うが、固定資産評価審査委員がどなたか皆さん知っておられるか。ごく少数の方以外は、4年間、顔を見たこともない人に対してお金が支払われている。年間で1,000万円とか2,000万円とか払われているので当然しっかりとチェックする——もちろん書面なので限界はあるが、議会に対して丁寧な説明をするのは当局側の責任だと思う。私としては、市長の専権事項だから議会が余り手を入れるべきではないという意見には賛同できない。

(大野議員) どちらかと言うと、今のスタイルでいいのではないか。市長が選ぶ者をきちんと出してきて、それが議案として出てくるので、そこで議会が議論を積むということでいいと思う。形骸化というのは、受けとめ側の問題であって、受けとめ側がしっかり問題意識を持って、事前にチェックをし、形骸化せずにしっかりと議論しようと思えば議論できる。本会議場で質問したければすればいいと思う。

(北山議員) こういう人をこういう委員に選任したいという報告は来るが、その人の姿を見たこともない、どんな経歴の人かも書いてあること以外はわからない。実際のところその人が本当にふさわしいのかわからないまま同意してしまう。だからできる限り有効な情報を提供してほしいという条件をつけていただきたい。

(**あわはら議員**) 既に議決対象になっているので、あとは運営の中で、今出ている意見を、座長と して各会派と話をして集約していただいたらいいのではないか。

(吉田謙治議員)やはり人権の問題もあるので、あまり平場で根掘り葉掘りということになると、

その方に対する配慮も当然要ると思う。いずれにしても運用上の問題として検討いただければいい のではないか。

(安井座長)人事案件なので、もう少し議会に対して早く丁寧に提示をしていただく必要があると 思う。その方法については、いろいろと審議をして対処していきたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

②調査権限のあり方と 100 条委員会について

(安井座長)調査権限のあり方と 100 条委員会について,議員個人の調査権を明文化することを言われている公明党さん,共産党さん,みんなの党さんに説明いただきたい。

(吉田謙治議員)地方自治法上は、委員会に調査権があるが、会派や個人はどうなのかということについては、我々は選挙で選出され、首長とのチェック・アンド・バランスの役割を担い、我々個人個人が調査権、資料請求権を持っているからこそ、議会全体としては100条委員会の権限まで持てるということである。ただ、委員会とか議会全体のその調査権の趣旨があり、調査権だからと何でもしていいということではないので、それは大前提として、議員個人にも資料請求権なり調査権はあると考えていいのではないかということである。

(松本のり子議員) ふだんからの議員の調査活動にも必要な権限は付与していただくと。情報公開で取得しても黒く塗られていたり不存在とか、そんなものもたくさんある。本当に必要な情報・資料の提供を当局はすべきであることから、議員の調査活動に必要な一定の権限を付与してほしいということである。

(高山議員) もちろん議員個人の姿勢というか、乱用してはいけないと思うが、やはり明文化をしていく必要はあると思う。私が所属していた委員会で、調査を求めても委員会として調査しないということが何回かあったので、あえて書いたものである。

(あわはら議員) 現行制度の中では議会の調査権はかなり保障されていて、それをまだまだ行使し切れていないところに問題があると思っている。議会としてまとまらなければだめなのは、100条委員会の規定だけであって、議員個人の調査権は、地方自治法上否定されていないと思っている。議会基本条例をつくるのであれば、そこに議員個人の調査権を明文化すればいいのではないか。100条委員会については、議会全体で一致してということなので、発動し切れないところがあり、常任委員会決定でどうかという議論もあるが、それは今後の課題とすればいいと思う。ただ、100条調査権は、乱用されたら大変な問題になるので、議会全体として一致してやっていくという原則の中にあるべきである。

(崎元議員)個人の調査権を認めるのはいい方向だと思うが、議会の調査権の対象にならないものもある。その1つは個人の私的問題——個人的なプライバシーを侵すものとか、民間の会社の経理上の問題、国政上の問題等さまざまな規制がある。私たちが個人の調査権を発動しても、これは不向きでないものはいいと思う。ただ、やってはいけない調査権の行使は防いでおく必要があるのではないか。だから、そういう内容を文言の中に入れていく——プライバシーの侵害とか——そういうことも必要ではないかと思う。

(守屋議員)議員個人の調査権という概念が少しわかりづらいのだが、それは強制的な調査権という意味なのか。私たちは今でも調査できると思うが、それとはまた違う概念なのか。

(吉田謙治議員)ここで調査権と言っているのは、地方自治法に調査権と書いてあるので、調査権という言葉を使っている。駒林先生の本を見ると、一般的情報請求権という言葉が出ている。ただ、調査権と言っても、我々は調査する権限を持っており、当局にいろんな資料請求等ができるが、こ

ちらが要求するまで出てこないというような場合には、先ほどの 100 条調査権——100 条委員会を議会代表でつくって、これは強制する担保が書かれている、禁錮刑まで。議員個人の場合は調査権があると言っても、強制的な担保はない。しかし、それが個人ではなくて、委員会で委員長が諮って資料請求をする場合は、特段の事情がなければ出さなければいけない。当然のごとく議員個人であっても当局に資料請求することはできるが、地方自治法にきちんと書かれていない。先輩の話を聞くと、当局に聞いても当局は答える義務はないと言われた。今まで出せないと言われたことは1回もないが、もしかしたら、本当は資料があったのに出さなかったことがあったのかもしれない。お互いの信頼関係の中で調査権のあるなしの意識がないのでこれまで来たのだと思うが、議会対首長の対立構造の中では、議会基本条例をつくるのであれば明文化をした方がいいのではないか。

(守屋議員)調査権と言うと、相手も構えてしまう。ある程度明文化しなければいけないものとそうでないものがあり、そこまで明文化しなければいけないものかという気がする。それと、100条委員会を設置するときは、何か大きな事態が起きているときであるが、個人攻撃的な、過激になるのはどこかでセーブして調査することを担保すべきではないかと思う。

(林議員)地方自治法の中で、議会総体としては権限を与えられており、その最高の調査権が 100条委員会であると思うが、議員にも当然そういう権限はあると理解しており、あえて明文化すると、逆にこれまでそういう権限はなかったのかと思われるのではないか。むしろ、当局の問題として、議員の求めに対して積極的に情報開示に努めるべきである。例えば、常任委員会でも局長レベルで問題が解決しない場合は、副市長なり市長に来ていただき、さらに議論を深める方が実際的であると思うので、あえて明文化する必要はなく、それをいかに生かしていくのかが大切であると思う。

(北山議員) 100 条委員会は、やたらとつくる必要はない。それぞれ関係する常任委員会で十分担保されていると思う。先ほど資料を要求したら黒塗りされているという話があったが、恐らくプライバシーの問題で黒塗りの部分は出せないという意味だろうと思う。資料を要求して、出せないということはあり得ないだろうし、あるものをないとも言わないと思っているので、むやみにこの100条委員会に触れる必要は全くないと思う。むしろ、常任委員会の活動をもっと活発化すれば――委員会に必要な学識経験者なり、関係者に来ていただくことで事足りると思う。

(高山議員) 私は非交渉会派にいた時間が長いが、陳情・請願に関する資料が欲しいと言うと、情報公開条例に従って請求してくださいと言われることがあり、結局2週間たって出てきたときには陳情・請願の判断はもう既にしておかなければならないとか、結構そういうことが多くて、これではいけないということで、明文化するべきだと思う。

(あわはら議員)地方自治法の中で議員の調査権が否定されていると思っている人はだれもいない。 議会にだけ与えられていて、議員には与えられていないということではなくて、調査権は議員に当 然与えられていると思う。ただ、当局の構えが、委員会で決定したらとか、100条調査委員会であ ればという当局の問題のような気がする。逆に言えば、議会基本条例をつくるのであれば、議員個 人の調査権はあると担保すれば、我々も当局に対してきちんと物が言えると思う。そういう意味で 明文化した方がいいのではないか。

(安井座長)議員個人の調査権は、議員として市民のために必要な活動をするために資料要求する権限を有しているという共通認識の中で、ある意味、ここまで踏み込まないということを明記した上で、議会基本条例をつくる前提で明文化しようという意見と、そこまでしなくてもいいという両方の意見がある。座長としては、議会基本条例をつくるのであれば明文化した方がはっきりするという気がする。制限つきということにしたいがそれでいいか。

(吉田謙治議員) 先ほど公文書公開請求をしないと情報が出てこないという話, それでは一般市民 と同じではないかということであるが, 誤解があるのではないかと思うのは, まず, 議員には守秘 義務が課されていないので, 公文書公開審査会で公開をしてはいけないと言われたものを僕たちに 渡すわけにはいかないわけである。例えば個人のプライバシーに属することであるとか, 企業情報 とかは, 秘密会とか何か担保をつけないと当然請求できるものではない。調査権であっても何でも 当局に出せというわけにはいかないから, そこには内在的な制約がある。したがって, 個人の調査権を認めてもそういう心配はないという前提で, 基本条例をつくるのであれば明文で書いた方が明確になっていいのではないかという趣旨である。情報公開請求をしなければもらえないというわけではないし,請求しても出ないものは一般的情報請求権を行使しても出てこないということである。

(安井座長)制限つきということで進めていきたい。

③地方自治法第 176 条問題 (議会の再議の扱い) について

(守屋議員)地方自治法の考え方が、地方議会に対して、少し制約を設けようとしているのではないかと思う。地方議会は行政機関の1つではないので、この特別拒否権については、神戸市会で提案して変えられるものではないが、ほかの都市とも連携をしながら、国に対して法改正を求めていく努力が必要ではないかと思う。

(松本のり子議員)特別拒否権については、自治法の見直しが必要であると幾つかの会派で出ているので、これが一致すれば、自治法改正を求める意見書を出すのも1つの方法ではないか。

(あわはら議員)確かに特別拒否権は、我々の権限が司法にゆだねられるみたいで問題があると感じたが、これは一地方自治体の問題ではなくて全体の問題である。例えば、政令都市やいろんな議会で、これに対する動きや声が実際にどうなのかという方向も見定めながら考えた方がいいのではないか。これが自治法改正の重要課題になっているのかと言えば、そうでもない気がする。問題はあると思うが、今すぐこれを変える必要性があるかどうか、もう少し全国的な情勢を見た上で判断をした方がいいのではないか。

(かわなみ議員) これは多分、名古屋市の問題で出てきたと思うが、この議会改革検討会で俎上に上げる問題ではなくて、将来的な検討課題とするべきだと思う。

(崎元議員) 自治法が変わらない限り、このまま続いていくことだと思うので、現行どおりで対処していくべきではないか。よほど過激な首長が来たときには、どうするか考えておくことは必要だと思うが、今のところは現行のままで十分対応できるのではないか。

(吉田謙治議員)議会改革を検討する大前提に、地方自治法のいろんな問題があり、その中の重要な問題の1つだと思っている。端的に言って、どうして首長と対立をしたときに知事に裁定を求めなければいけないのか。本当に違法かどうかが法律論として問題になるのならいいが、市長の予算提案権を侵したというだけで違法だと裁判所へ持ち込まれると、肝心かなめの市民の判断をどこで仰ぐのだということになるので、ぜひこれは国において法改正をしていただきたい。地方自治法上の1つの大きな課題であると、議論が終わった後で国に対して言っていくべきではないか。

(安井座長) 現状で問題はあるがしばらく経過を見ようという会派と、問題があるから意見書でも 出したらどうかといろいろな意見がある。また、議会基本条例ができるとすれば、その中でどう位 置づけをするかという問題もあり、これについては、後日の議論に残したいと思うがよいか。

(「異議なし」の声あり)

④通年議会について

(安井座長) 通年議会は、議会招集権が首長にあるのを、極端に言えば、議会が取り戻すかどうか

の分岐点になると思っている。そういう意味で、いずれの会派もできるだけ通年議会をやろうという意見だが、共産党さんからは、デメリットがあるという意見をいただいているので、その説明を まずしていただきたい。

(金沢議員) 通年議会に反対をしているのではなく、メリット・デメリットがあるということである。メリットは、座長が言われたとおりだが、デメリットとして一番大きいのが一事不再議をどう取り扱うかということである。通年議会になると、陳情・請願が一事不再議により年間を通して出せないことが懸念される。これは市民の請願権や陳情権を保障する門戸を閉ざしてしまうのではないかということである。一事不再議をどう取り扱うかということで、北海道の白老町では、月が変わったら一事不再議をなくすという取り決めがされており、状況の変化があればいいということだろうが、その状況の変化をどう取り決めていくのかという課題はきちんとクリアしなければいけないと思っている。

(守屋議員)理念的に通年議会を求めていきたいと思うが、通年議会でどういう問題が発生するのか、今指摘があった一事不再議の問題等も、別のところで細かい点も含めて議論をしないと恐らく前に行かないと思う。

(あわはら議員) これは一事不再議の問題だけではなくて、当局の業務の問題だとか、いろんな問題が通年議会をすれば出てくると思う。だから、通年議会で一致できるのであれば、きょうはその確認をして、どういうふうにやっていくかは、例えば民主党さんが言っているように、当面年2回にして、その中で見えてきたいろんな問題点を克服しながら通年を目指していくとか、実際やりながら、問題点を整理して解決していく方向が一番いいのではないかと思う。

(崎元議員)まずは2期制でするのがいいのではないか。一事不再議の件も、2期あるので1期目が終わったときに、また次の期にできるので、当面は通年よりも2期制にしたらどうかと思う。会期を細かく2月から6月末と書いているが、4年に1度の選挙の後、6月10日までが任期なので、6月末までの議会というのは少し難しい気がするので、大体これぐらいから始めて、これが決まれば後で具体的に決めていけばいいと思う。いろんなことを今後考えながら、まずは通年ではなく2回でやっていくことを提案させていただきたい。

(かわなみ議員)基本的には賛成である。三重県議会も最初は2回からやり始めているので、それを参考にすればどうか。三重県議会もしていたが、いろんな問題が出てくると思うので、その検証・検討プロジェクト会議を別途設置して、そこで討議して改善していくべきではないかと考える。

(大野議員)通年に対しては、余りメリットは感じていない。現在の問題点は何かをまず検証しなければいけないと思う。例えば、専決処分が非常に多いというたぐいのものはもう少しクリアできないのかと、招集権の問題は、今持たなければいけないのかと、大きくはこの2つ。それと、長くすれば活性化できるのかというのもある。そういう問題点を解決するために、専決処分は、専決処分が出るタイミングに会期を入れるようなスタイルにできないか、招集権については、法律で決められていることなので、これはあきらめようかと。今の4回体制は、1つ1つ非常にけじめがあると思う。当局も議会も本会議が始まることでの準備、心構えを各ワンシーズンに1回ずつ持ってかかっていくが、これが通年になると、だらだらしないかと。それは我々の心の持ち方次第だが、あえて通年にする意味がそんなに大きいのかという気がする。

(池田副議長) 三重県議会も通年議会を目指して当面2期制でやっているというのは――今の地方 自治法で指摘される,我々は公選職でありながら,それに見合った自治法の体制がとれていない。 議員活動,議会活動,政務調査費の調査研究活動費の問題,さらには報酬等についても,今回の自 治法の改正で国会議員と同じように歳費にせよと。しかし、地方自治体の場合は、国会議員のようにほとんど通年でやっていない。年4回に分けて、どれだけ会議をやっているのかと、臨時職ではないかと、歳費というのは年間の歳費、報酬というのは極端に言えばアルバイト的な見方をされる。だから、すぐに自治法改正までいくかどうかわからないが、三重県議会もそういうところを視野に入れて、会議日数をふやしながら地方議会もやっているのだという姿の中で地方自治法を改正していこうと。そういうことも含めて議論していただけたらありがたい。

(大野議員)本会議の回数とか委員会の回数とか拘束する時間が確実にふえていく方向性なのか。 我々のやっている業務が現在の会期日数では足りないから延長するというのなら理由としてはわか るが、招集権の問題とかで会期を延ばすというのなら、それだけのメリットが本当にあるのか。

(池田副議長) この通年議会, 2期制議会を採用することによって, 会期を長くとるわけである。 実際の会議は, 年4回の実態に合わせてやるのが基本にあるが, 議長判断で会議を招集することが できる。これから後の議論, ほかにも検討議題があるが, そういうこともやっていこうとすれば, 議員の皆さんの合意を得る必要はあるが, 代表質問とか, 一般質問とか, いろんな会議設定が議長 の判断でできることからすると, 当然, 会議期間は長くなることも想定される。審議時間を十分取 っていく, 審議を深めていくという姿が取れるのではないかと思う。

(吉田謙治議員) あえて言えば、議会内での与党対野党ということではなく、議会と首長との対立 の構図の中で、一番大きなことは、首長に招集権があって、臨時会しか議長には招集権がないこと、 要は首長ペースでいろんなことが進められてしまうことである。したがって,専決処分の問題があ るわけだが、いつ、どういうことをするかは、我々自身が決めることであるし、三重県議会でもそ のことが問題になって、当局を縛り過ぎないように配慮をしているという話もあったので、その辺 の弊害は、三重県議会を参考にしながら、十分対応できるのではないかと思う。招集権の問題をク リアするためには、通年議会にした方がいいのではないか。先ほどの、審議を深めていくとか、審 議時間が足らないのではないかという意見、これも現在4つの会期でそれぞれ決めてする以上、物 理的に短くならざるを得ない。今回の決算市会もそうだが、これで本当に十分なのかということは、 全体の課題としてあったと思う。そういった時間の確保の問題や議員間討議、また議決権を拡大す ると審議する議案もふえ、専決処分も――議会に基づく専決処分ではなくて――我々が審議をして いくことからすれば、やはり時間の確保の点から通年議会がいいのではないかと思う。一事不再議 の話は、年4回だから、例えば1定でだめだったものを2定でも出せるではないかという、確かに 機会としてはそうだが,全く同じような内容を,会期が4回あるからといって,4回出すというこ とに余り意味がないのではないか。陳情・請願を出すに当たり、前提条件が変わっていれば、当然、 一事不再議の原則が適用されるわけではないので,テーマは同じであっても,いろんな角度から陳 情等を議会にお寄せいただくことは決してできないわけではない。一事不再議の原則の趣旨をご理 解いただいたら、会期が4回であろうが1回であろうがご理解いただけるのではないかと思う。

(守屋議員) 自民党としては、通年議会を目指すが、それまでの過渡期として2期制ぐらいで始めるのが一番現実的ではないかと思う。それは、専決処分や議会の招集権だけを考えているのではなく、非常に今、定例会の中で窮屈になっている部分があるのと、以前、本当にショックだったのは、専決処分の件で、議員の報酬を下げるときに、わざわざ議会の方が市長に専決処分をしてくれと頼んだということがあったことである。あのときも議会の時間的な制約の中で、そういう対応をしてもらったということで、非常に問題があると感じたので、やはり十分な審議時間をとりながらやっていく必要がある。それと、各会派とも議員総会等をしているが、これは議会の本当に委員会みた

いなもので、自民党でも、いろんな考え方があり、活発な議論がいつもされているので、そういう 点も中に入れながら、本当に活力に満ちた議会に――活性化の議会にしていくためには、やはり2 期制ぐらいから通年議会を目指すべきだと考える。

(林議員) そういう方向でいいと思う。

(金沢議員) 先ほど吉田議員が、陳情や請願、同じようなものを、4定あるから4回出すことに意味があるのかというようなことを言われたが、やはり市民の陳情権とか請願権というのは、大切にしないといけないと思う。議会は市民の代表者であり、市民の政治参加とか、市民の議会への関心度を高めていくことが、この議会改革でも求められている。そんな中で、通年議会にするか、2期制にするかによって、例えば2期制にしたことによって、今まで4回、陳情や請願を受け付けていたのが、2回になってしまったら、市民の政治参加が逆に弱まってしまうことにもつながりかねないので、そこの視点は絶対に忘れてはいけないと思う。一事不再議は、とても大事なことだと思うので、その辺をしっかり考えていただきたい。

(安井座長) まとめたいと思うが、共産党さんが通年議会には少し問題があると、自民党神戸さんも、今のままでうまくやれば、議長招集権の問題も、市長の議会招集権の問題もクリアできるのではないかという意見をいただいた。ただ、大勢において、通年議会にしていこうという方向であり、その中身、民主党さんから提案いただいているように、2回にするかという問題もある。また、一事不再議の問題については、ほかの都市を調べてみても問題になっているようである。いろいろ工夫されている都市もあり、例えば3カ月置いたら、もう一度できるとか。そこで、提案だが、一応、通年議会の方向を目指すが、その方法については、もう一度、審議したいと思うがよいか。

(松本のり子議員) 先ほど議長から、いろんな議会で工夫しているという話があったが、私も通年 議会をしている議会事務局に電話で聞いたところ、何回も受け付けるが、議運で1回結論が出た請 願については議会に全部のせないと。これは市民サービス、市民参加の低下になるのではないかと 聞くと、三重も四日市も白老も北海道の福島も神奈川の開成も全部そうであると言われた。だから、 そこを何とかクリアしていく方向で考えていただきたい。

(安井座長)通年議会を具象化するときに、どういう工夫をすれば、言われていることが生かされるかについても審議する。そういうことでよいか。

(「はい」の声あり)

⑤本会議における質疑のあり方について

(安井座長)本会議における質疑のあり方、一問一答については、ほとんどの会派が導入すべきとのことだが、自民党神戸さんだけが原則禁止と言われている。どういう意味か説明いただきたい。(大野議員)政治家で一番大事なことは、自分の主義主張をしっかりと演説することが基本であり、本会議の席上は、自分の考えを演説するところだと思っている。質問をするという形を取りながら、自分の考えを世の中の人にしっかりと伝えていくのが、本会議場での質問である。一問一答は、すごく説得力があって、僕も大いに賛成なのだが、一問一答のスタイルは委員会である。常任委員会でも活性化された議論が行われるのは、やはり一問一答である。予算委員会・決算委員会などの特別委員会で一問一答がしにくい雰囲気にあるからどう改善をするのかというのが本来であって、本会議場は、市長も演説をするために演壇で答弁をしてほしいと思っているぐらいである。だから、演壇で、我々は質問の形をとって、我々の考えを演説する、それに対して市長は答弁の形をとって市長の考え方を市民に述べていただく。だから、再質問も本来は要らないのではないかと。本会議場で一問一答になると細かい話がたくさん出てくると思う。時間的な制約もあるので、むしろ原点

に戻って、委員会の部分を充実させていくべきではないかと思う。

(崎元議員) 私たち民主党は、今までどおりの形で、110 分の場合なら、議員が大体 15 分から 20 分ほど質問をする。それに対して当局も一たん答弁してもらう。その後から、最近の様子を見ると、当局の説明が長過ぎて、再質問する時間がなく、次、何を聞けばいいのかわからなくなるぐらい時間が短いので、時間の変更も今後必要である。今は2日間の質疑を4日にした上で、最初に今までどおり一括答弁をして、その後の再質問から一問一答が始まるというような形にすれば―― 先ほどの自民党神戸さんとの折衷案的なことだが、今までどおりの形でまずは行い、再質問から一問一答に変えて、今までは3回立ったらおしまいというルールもやめてはどうかということである。

(守屋議員) 自民党も導入すべきと考えるが、それは質疑者がどちらを選択してもいいということである。委員会では、最近、一問一答的な質疑が非常に多くなっているが、一問一答は、しっかりと論点を明確にしないと難しい。すべて一問一答がいいとは思わないが、質問の手法内容を多様化するという意味ではいいのではないかと思う。

(北山議員) 私の場合は5問も10問も質問をするわけではないが、10問も質問して、一括して答弁されたら、どれに重点を置いて再質問しようかとなる。本来は一問一答の方がいいと思うが、質問者の選択でいいのではないか。もう1つは、時間が制約され過ぎていることである。本会議のあり方を、2日間で仕上げないといけないという考え方ではなくて、3日、4日、5日とできるだけ多く取るということで取り組んでいただきたい。

(あわはら議員)質疑者の選択にゆだねると書いたが、基本的には一問一答方式を導入すると。傍聴に来られる方は、10項目ぐらいの質問に市長・副市長が答えると、ほとんど何を言っているのか、何が論点になっているのか見えないまま終わってしまい、しかも再質疑もほとんどされないと、一体何が議会で一番問題になっているのか見えにくいと思う。一問一答方式は、1つ1つの課題について、当局と質疑者との見解の相違だとか、どこが対立点になっているのかが見えてくる。傍聴者という市民に今の行政なり議会が何をやっているのかを見えやすくするということを考えた場合、一問一答方式ですることが大切だと思う。ただ、一問一答方式をするときには、かなり勉強して緊張感を持ってしないと、逆に議員の資質が非常に明確になってしまうと思う。議員が資質を高めて当局と丁々発止をやり合うことも非常に大事だと思う。これをするかしないかは、議会改革で非常に大きな部分になるのではないか。それと、先ほど大野議員が言われたが、本会議の場は演説する場ではないと思う。二元代表制であるので、我々は首長に対してきちんと質疑をしていくことにその基本があるのではないかと思う。

(崎元議員) 先ほど質疑時間が 110 分ある場合の話をしたが,今回であれば民主党は 10 問ぐらいの質問をする。仮に一問一答方式ですれば,3 問ぐらいまず大きな質問をして,その答弁が返ってきて,その後,再質問を一問一答ですることになると思う。多分,質問する側も焦点を絞った質問をし,そのあと,一問一答でやっていくようなスタイルにおのずとなるのではないか。

(林議員)議会の求めに応じて採用すべきと書かれているが、これは議員の求めに応じてということで、質疑者の選択ということを我々も考えている。基本的に答弁が長過ぎると思う。一問一答と質疑時間、答弁時間の問題は、分けて考えられない問題だと思うので、合わせて考えていただきたい。あと、質問回数に制限を加えない方が活性化するのではないかと思う。

(大野議員) あえて、あわはら議員が言われたので言わせていただくが、本会議場で我々が物を言うときに、質問をする人もおられるかもしれないが、私は長い間、議会人として、自分の考えをあの場所で言っている。市長がどう答えるかは次のことであって、自分は、この施策についてはこう

考えている,我々の考え方はこうであるとあの場所は述べるところだと。委員会では,1つ1つの施策について,当局の根本になる問題を問い詰めるときには一問一答は非常に有効な手だてと思うが,委員会と本会議の議論は,明らかに違うものだと思う。皆さんの話を聞いていると,本会議を委員会化しようとしているのではないか。より細かく,より深く議論をしていきたいと,本会議場はそういう場所なのかと。あの本会議場のあの構造で,あの雰囲気で,そういうひざ突き合わせた議論をする場所なのだろうかと,もう一度考えていただきたいと思う。今回,特別委員会が議場に移り,議場の構造も変わっていくのだろうが,長い日本の政治の歴史の中で,本会議場というあの構造があり,演台があり,どういう政治スタイルを今まで踏襲してきたかを考えると,やはり本会議場では演説,委員会では質疑が基本だろうと思う。

(あわはら議員) 国会は議院内閣制で、それぞれ政党が自分たちの姿勢を明らかにするというところがあると思う。ところが地方自治体は二元代表制なので、そこは線引きをきちんとした上で対応をしないといけない。今は、本会議で質問をするときに、1回目は議員に向かって質問をする格好になっている。本当は市長に対して質問をしているのに向きが違う。だから、川崎や三重はあの演台の向きを変更した。二元代表制ということで、まず議場から変えていこうというところもある。我々は、今、そういう議論をしているので大野議員の発想をまず変えてもらわないといけない。

(吉田謙治議員) 私どもが、自由にゆだねると書いたのは、当然、一問一答を導入したらいいということなのだが、やはり今回の議会改革の根本というのは、首長と議会がお互い対等に、かつ我々からすれば、首長をチェックできるかということが一番大きな眼目だと思う。その場合に追及型でやろうとすれば一問一答になるだろうし、また、何点かまとめて聞いて回答をもらうこともあるかもしれない。そういう意味では、質疑の仕方は自由にして、再々質問で終わりということはやめて、時間がある限り、許される時間の範囲でどういう形で質問してもいいというふうにしたらどうか。

(かわなみ議員) 質疑者の自由にゆだねることが重要だと思う。ただ、質疑時間と答弁時間が一緒になって計測されるのは改めていただきたい。その中で、回数制限もあるので、その見直しも図られるべきではないかと考えている。

(金沢議員)大体皆さんと同じだが、今、みんなの党さんが言われたように、一問一答の導入と、答弁時間と質問時間の分離——先ほど民主党さんも言われたが、6月の議会で味口議員が議案外質疑に立ったときに残り時間が1分という中で何も再質問ができなかった。やはり二元代表制という中で、私たちがしっかりと聞いていくためには、十分な質疑時間の保障が要ると思うので、本会議の開催日数をふやすなどして、十分に保障をするように改革していただきたい。

(安井座長) まとめさせていただきたい。原則として、民主党さんが言われたように、質問して、その再質問の中での一問一答は導入すべきであると大体一致していると思う。もし議会基本条例ができるとするならば、導入を明確に書きたいと思う。また、当局の答弁が長過ぎるということは、認めざるを得ないので、答弁の時間と質問時間の分け方については、その他のときに論議したいと思う。原則として、本会議場での一問一答は導入していく方向で考えたいがそれでよいか。

(金沢議員) 今, 議長は再質問からと言われたが。別に、その会派とか個人の判断でいいのでは。 (安井座長) お任せする。

反問権については、いろいろ意見がある。圧倒的な情報量・人材を持つ当局に反問権を与えたら、 議論にならないのではないかという意見もある。この中で、日本共産党さんが少し違った意見をお 持ちなのでその説明をお願いしたい。

(金沢議員) 反問権については、適当でないと考えている。本会議の質疑については通告しており、

当局の方が丁寧過ぎるぐらい聞きに来るので、ほかの党が書かれているような質問趣旨の確認は、現状では必要ないのではないか。議長が言われたように、情報量などに大きな差がある中で、反問権を当局に付与することは、質問時間と答弁時間が一緒の中では、いたずらに時間を費やしてしまうことにもなるし、質問の趣旨から外れることにもなりかねないと思う。

(あわはら議員) 私たちは付与すべきという立場だが、確かに最初のところでは質問趣旨を言っているので、質問趣旨の確認の必要性はないと思われるが、一問一答方式になってくると、かなり微に入り細に入りという質疑になっていく。そのときにちぐはぐな答弁にならないために、趣旨確認を市長なり当局がする。一問一答方式と反問権はセットであると思う。従来方式での質問の中では、そういうことは出てきにくいが、一問一答方式になった場合には、議員の方も何を言っているかわからなくなるかもしれない。そういうときに、当局が趣旨を確認することが必要になってくると思うので、そういう意味で反問権は必要だと思う。例えば、敬老優待乗車制度の問題でも、当局はいろいろ言いたいと思う。「これから高齢者世代がふえてくる。その財源はどこに求めるのか。」というようなことを彼らがこちらへ聞いてくるのは、なかなか難しいかもしれないが、将来はそういう議論までやってこそ、当局との緊張感が市民に見えてくると思う。当面は、質問趣旨の確認というある。だから、他都市では、付与したところでなかなか行使しにくいという声も聞いているので、そういう質問趣旨の確認ということを積み重ねながら、そういう議論にまで高めていけたらと思う。

(林議員) 反問と質問というのは、峻別しておく方がいい。反問となると、向こうは、広範で非常に強い権限・情報も我々以上に持っているので、我々が持ち得ない情報を提起されて反問されると、次の質問ができないということになる可能性がある。論点整理や質問の趣旨をただすような質問権は一問一答の中で発生すると思うが、反問というのには、こだわりたいと思う。

(北山議員) 反問していただいたらいいと思っている, 反問に対して再反問ができるので。ただ, 答弁者の時間を, 我々の与えられた時間にカウントされることが困るのである。我々に次の質問を させないつもりなら, 長々とすれば質問時間がなくなってしまうので, やはり答弁と質問の時間は 区別してほしい。そのためには会期を広げること, 通年も思い切ってやるべきである。ただ, 通年にこだわって言えば, 一事不再議の問題, これは市民の権利としてクリアすべきだが, 通年議会を 開くことを前提に考えていただけたらありがたい。

(吉田謙治議員)本来の反問権は認めるべきではないと思っている。質問の趣旨を確認することは、反問権というほどのことではないので、当然、されたらいいのではないか。なぜ反問権を認めるべきでないかというと、予算も含めて議案等の提案者は首長で、議会はチェックをする立場なので一一事前に質問項目を言うべきかどうかという議論はあるが――我々がこういうことをチェックするということで質問を出しているわけで、それに反問されるというのは、テーマは同じであっても、何を聞かれるかわからないというのがある。我々が、市長が提案する内容を追及していくわけだから、それにウエートを置くべきで、逆に議会から提案するものについては、首長から聞かれるのは当然のことだと思う。我々が言っていることに対して、首長の考えは当然そこで言えるわけであるから、その根拠とか背景について、首長が我々に突っ込んでくることは、我々が追及すべきことを主に置いて考えると、首長の反問権というのは、かなり制約的に考えないといけないと思う。

(守屋議員)特に再質問のときに、内容的に本当にわかりづらいとか、物すごく早口でしゃべる人がいる。そういう点について質問をするのは認めるべきだと思うが、市長が議員に対して、後ろに背負っている情報量や人材は全く比べ物にならないため、その点は制約されるのは当然であり、反

問権は認めるべきではないと思う。

(大野議員) 方向性としては、反問権は認めるべきだと思う。こちら側サイドからも提案はいろいろするわけで、当然、やりとりの中で、「こういうふうに考えているが、市長はどう思うか。」という質問をする。僕の考えに対して、市長は「あなたの考えによるとこうだが、これはどうか。」と、そんな議論は当然行われるべきだと思う。ただ、そうは言っても、残念ながら準備が不足するとか能力がない場合がある。市長と私たちの話し合いを、今後どんな形で進めていくのかということなので、これは全体の中でも非常に大きな問題だと思う。例えば、吉田議員が言われたが、予算をつくっている人間に我々が質問するのは当たり前だが、その予算の枠組みが、議会側から提案されたものが出てくると、議論としては双方向でなければいけないので、将来的にはそういう姿が望ましいと思う。ただ、今の段階では、一方通行の仕組みになっているので、将来の課題として、決して否定をすることではないが、今すぐにはやりにくいということである。

(安井座長) 非常に大事な将来的な課題であると思う。ただ、当局が情報量や調査能力など、いろいろな力を持っている中で、議論をするというのは非常に難しい面もある。したがって、当面は、質問趣旨の問いかけという形に据え置きたいと思うがよいか。

(「はい」の声あり)

(安井座長)議員間討議に入りたい。場所の設定の問題とか、テーマを設けるべきであるとか、常任委員会で活発にするべきであるとか、いろいろと議論があるが、これについて、住民投票☆市民力さんが議員提案議案以外は不要と書いておられるが、これについて説明をいただきたい。

(林議員)委員会では、意見決定などの前に議員間討議をしたらいいと思うが、本会議では、物理 的に難しいと思う。議員提案以外の場合は、なかなか採用しがたいのではないか。議員提案のとき は、議員が議員に対して質問することはあり得るということである。

(安井座長) みんなの党さんが、委員長報告の際に導入というのは、どういう意味か。

(高山議員)議員提案に対する議員間討議は今でもあるので、本会議で議員間討議をする場面を考えれば、委員長報告に対して、所属していない議員が聞くぐらいではないか。

(北山議員) 私は、制度化の必要はないと書いているが、制度化して採用すべきと書くまでもなくすればいいという意味である。ただ、先ほども言ったように、それも時間でカウントされてしまったら、実際の話ができなくなるので、そこのところは担保してほしい。

(守屋議員)本会議場での議員間討議は想定しづらい。先ほどの委員長報告に対してというのはあるだろうが、それも双方向の議論は、やりづらいのではないかと思う。こういう検討会とか、何か特別に設置した場合には当局はいないのでするしかないが、当局がいるのに議員間討議をするのは想定しづらい。これはできるということにしておいて、だからといってどこかで導入できるような場面が今までの議会の中では余り想定されないと思う。これは、議員間討議をそういう場面のときにはしっかりするというぐらいの話ではないかと思う。

(吉田謙治議員)結論から言うと、別にいつでも、どこでもすればいいのではないかと思う。今の制度の中で幾らでもできるわけで、本来、議会は合議体なので、当局に対してチェックをするだけではなくて、合議体の議会としての議論をもっとするべきではないかということで、ここに上がってきているのだと思う。これまでは、議員提案や動議が出てきたときにその提案に対して質問をしてこなかったというのがある。あるいは委員会で、当局の議案とは別に、委員会でテーマを持って、例えば、議員が提案する政策提案条例をしようとすれば、必然的に議員間討議をしないといけなくなる。当然ながら、何もないのに議員間討議をしようと言っても仕方がない。別に制約はないので、

いつでも、どこでも、必要があれば議員間討議を積極的にやればいいのではないかと思う。

(崎元議員)本会議の中で議員間討議があってもいいのではないか。ただ、議員間討議が始まったら、エキサイトして、時間が永遠に続くということだけは避けたいので、一定の制限を設けながら導入すればどうか。ある程度のルールを決定しておいて、議長が今から議員間討議が始まるというときに、今から1時間以内とか、30分というような形で導入すれば、もっと活発な、市民の声がそこで反映されるようなことになるのではないか。

(金沢議員) 今のルールの中で今までもやっており、条例の提案や意見書案のときに本会議場で前島議員や吉田議員とやりとりさせていただいたこともあるが、そういうことは今の仕組みの中でもやれると思うし、もっと活発にすればいいと思う。今、民主党さんが言われたルールを決定しておいて、ここから先は議員間討議というケースは、どういうことを想定されているのか、具体的なことを教えていただきたい。

(崎元議員)議員提出議案のときに、その議案説明はやっているが、今までその時間が余りなかったので、例えば、その時間を最低30分は確保しようと決めたらいいと思う。今までは議員提出議案のときに、議長が報告や提案をする形で済ませていたものがあるが、そういうものに対して議員間討議ができるとしておけば、議運か何かでこれは議員間討議をしようと決めたらどうかということで、すべてするということではなくて、案件によって議員間討議をしたいと申し出た場合に時間を決めてすればどうかということである。

(大野議員)何のために議員間討議をするのか。今,吉田議員が言われたが,合議体であると,みんなの意見を話し合いで合議する,意見を一緒にしていく,そうすることによって市長と話をすると。三重県議会でもそのようなことを言われていたが,できる限り議会としての意見を統一していこうという大目標がある。その大目標に向かって反対している人,賛成している人がそれぞれを説得しようとする作業。今そういう傾向が全然なくて,何でも多数決となっている。やはり単純な多数決ではない,もう1歩進んだところでお互いの考えを話し合う場所づくりを持たないといけない。このような中で,本会議場は深く話を進めていくには不向きで,委員会の席上などを使って,あるいは委員会は当局がいるので当局のいないところで,どんな形でも,どんなところでも,そういう機会をふやしていくのは大事だと思う。一番大事なことは,意見を合議させる,一緒の意見にできるだけさせる努力をするという,それはみんなが持たないといけないと思っている。

(あわはら議員) 私も採用すべきとだけ書いているが、要するに議員間討論、どこでもできるというのが一応基本で、常任委員会であろうが、全体議員総会であろうが、というのが基本だという考え方である。例えば、意見書採択で賛成討論、反対討論をして、すぐ採決をするのではなくて、次にそれに対して質疑や議論をする時間を持って、双方に議論させるようなことがあってもいいのではないか。そこまでつくり上げるにはかなり時間がかかると思うが、そこで議論を闘わせる場所というのは、本会議であろうが委員会であろうがあっていいのではないか。それは、今の地方議会制度の中では否定されていないけれども、こういうことができるというのがわかっていない。議会基本条例ができるのであれば、どこでも議員間討議ができるということを担保しておく。ただ、それを行使するかどうかは、準備とか、そういう過程がいると思うので、できるということでいいのではないか。

(安井座長) 議員間討議はできると、むしろ積極的にやるべきであると、だからこれを基本条例に のせるかどうかは、また何らかの機会で論議をしたいと思うが、議員間討議をしていこうという方 向性であるということで、皆さんの合議を得たいと思うがよいか。 (「異議なし」の声あり)

(安井座長)質問時間の制限等について、一般質疑の問題が議題として供されているので、これについて議論をしていきたい。

(守屋議員) ほかの議会では一般質問,一般質疑とかあるが,神戸市会では議案外がそれにかわる形で有効に機能している。今は議会の会期が少し窮屈という部分があり,時間を伸ばせないというのがあるが,名称だけの問題という部分もあると思うので,やはり議案外をしっかりと,名称を変えるのも1つかもしれないし,それを拡充していくのが一番自然な形ではないかと思う。

(前島議員) この一般質問,一般質疑は、今、自民党さんが名称を議案外ということで言われ、そ れも1つの考え方だと思うが,交渉会派と非交渉会派が現実にあり,その中で代表質疑制度がある。 これを今、どの会派も認めており、今度の議会だよりの改革もそうだが、やはり交渉会派とそれ以 外の違いも市民に理解してもらう部分もある。そういう中で,代表質疑をするなら,交渉会派の人 数をクリアしているところはそれなりの時間割りを――もちろん今のルールに従ってでいいと思う が――配分をして代表質疑をする。それ以外のところは、代表質疑ではなくて、一般質疑という形 で議案に対する質疑を、逆に非交渉会派もあるいは代表質疑でできない、交渉会派だが質疑をした いという議員が例えばいるとすると、その機会も与えると。要するに議会の会期を広げて充実した 議会にするならば、やはり時間をかけてでもやっていくと、今のような制約されたやり方ではなく て。そういう角度に立てば、やはり代表質疑、代表質問――代表質問が要るかどうかはあるが、少 なくとも代表質疑と一般質疑を入れて,それをうまく組み合わせながら,議案に対してしっかりと 議論をしていく,できるだけ多くの議員が質疑をできるようにしていく。それから,議案以外のこ とでも当局にただしたい,聞きたいことがたくさんあるので,その機会をふやすことからも,一般 質問をつくって、それは議案外質問みたいなものかもしれないが、議案外イコール一般という形に して、質問の機会をふやす、あるいは質問者数をふやしていくことで、議会の活性化を図っていけ ばどうか。

(吉田謙治議員) 名称はともかく,議員の質問機会がふえるのは,どんどんすればいいのではないかと思う。ただ,先ほどの通年議会,会期の問題など,物理的なことを考えておかないと――三重県議会でも,今2期制でやっていて,かなり当局に配慮しながらという問題がある。ある時期に集中して一般質疑をされるという趣旨だと思うが,個々の議員の活動の中から質疑をしたいものを会派で調整しながら良識の範囲でやっていただければ,余りルール化するような話ではないと思う。ただし,今より審議ができる時間的な余裕をつくることが大前提で,今の年4回の会期の中で,一般質問の時間を大幅にふやすことは,物理的に無理なので,それとあわせて考えていただいたらいいのではないか。

(金沢議員) 一般質問は大いに賛成である。例えば、予算議会のときに議案外だけだと、非常にやりにくい。予算全部、全局にわたって質疑をしているので――ほとんどが議案であるため、議案外が非常に制約されてしまうという問題がある。個々の議員に属して聞けるという点で、一般質問を設けることはいいことだと思う。それと先ほどから何度か言っているように、答弁時間と質問時間を分離して質問時間をきちんと保障していただきたいと思う。

(かわなみ議員) 先ほど共産党さんが言われたように時間の分離,これは絶対にやっていただきたいということと,回数制限は今3回であるが,それを自由にある程度できるようにしていただきたい。あと,三重県議会もそうだが,例えば35分と決まっていても,そこできっかり終わるのではなくて,2~3分の延長とかは,話の流れによって大目に見ていただくとか,その辺の柔軟性があっ

てもいいのではないか。

(大野議員)質問なり質疑回数のチャンスがふえるのは、時間的配分の問題だけで、今、問題なのはやはり予算の審査をするときに代表者だけが質問をして、ほかのメンバーは出てこられないわけで、もう少し出せるような形にできればと思う。

(あわはら議員)議会の機能を高めることなので、質問の機会と時間は許される範囲で、それは当局との関係もあるが、できるだけ担保していただくのが基本だと思う。通年議会である程度の時間が担保できるのであれば、もっとこういうことができるという議論を組み立てていくべきであって、先ほどの代表質疑は交渉会派に限るという議論になると、私たちは納得できない。もう1つは、答弁時間と質問時間の分離は絶対やってほしい。一問一答方式になると余計そうなると思う。全部ばらばらに議論しているが、一つの流れの中にあり、セットだと思う。

(林議員) 一問一答にしていく中で、答弁が長くなると、こちらの質疑の時間が短くなるので、そこをどういうふうに質問時間を担保していくのか。ある意味では質問時間だけしかカウントしないと、当局の答弁も短くなって、全体として時間が短くなる可能性もあると思う。そこは少し試行錯誤しないとだめかなと思う。一般質問については賛成なのだが、先日、減税問題が上がっている名古屋市議会を見ていると、一般質問26人を3日間かけてしていたが、減税について出た質問は減税日本が1問目でしただけで、それすら形骸化している。議案外質問、一般質問というこだわりはしないが、なるべく自由に討論できたり、そういう風土をつくっていくという意味合いでの担保は必要だが、一般質問だけふやしたらというのは、少し難しい面が出てくると先日感じた。

(北山議員) 先ほどの代表質疑は交渉会派という話, 私も大会派にいたことがあり, 今みたいな少数会派にもいる。実際, 両方を経験した私から見て, やはり代表質問という意味, これは2人であっても3人であっても代表質疑ということでやらせるべきだと思う。質問者の時間だけをカウントすることについては当然だと思っている。実際に質疑・質問の時間が多くなる, 多くの人がすることについては, 時間を制約しているわけだから3人であろうと5人であろうといいのではないか。その会派が5人で1問1問やらせたいと言うのなら, それでもいいのではないかと思う。

(前島議員) 先ほど問題提起した一般質問の件,あるいは一般質疑の件は,これから議論を深めていけばいいことなので,別に大会派・小会派ということでなくて議論していきたい。ただ,反論するわけではないが,代表質疑は,議会のルールの中で交渉会派の人数を決めている以上,会派を代表しての意見と,それ以外の,議員が自分の意見として質疑をしたいというのとは分けたらどうかと言っているだけであって,議会の中で議員の質問権を否定しているということではないのでご理解をいただきたい。日数の問題は,例えば,年間で1人の議員が何分持ち時間を持っているとか決めて,年間で1時間とか,40分とか,30分とかその時間を有効に使って質疑をしたい,それが質問時間なのか,答弁時間も入れてなのかは議論したらいいと思う。そういう形で質問のあり方も含めて,きょう,結論が出るわけではないと思うが,大いにみんなで議論を深めて,せっかく通年議会を目指そうということであるなら,そういう会期を有効に活用して,当局は大変だろうが,我々議員も議会の中で市民の声を反映していくためには,今以上に議論を深めるという責任があるので,その辺は日数も有効に使いながらやっていくということでご理解いただきたいと思う。

(安井座長)きょうの委員会で通年議会を目指していこうということと、一問一答を導入していこうという大まかな目安ができ上がって、その各論について、例えば2回に分けるのかどうかということについては、また議論しようということになっている。それと、このいろんな問題、例えば質疑者と答弁者の時間を割り振ったらどうかとか、交渉会派・非交渉会派、あるいは一般質問をどう

するのかということについては、全部関連してくる問題だと思うので、これについては、もう一度 議論したいと思っている。ただ、答弁時間が長すぎるというのは、否定できないので、そういうこ とも加味しながら、もう一度この件については議論したいと思うがよいか。

(守屋議員)厳格な質疑時間の管理は、私たち議会人として、やはりルールを守るということが大事だと思う。先ほどの質問時間・答弁時間を分離するという案に私は反対である。どうしてかと言うと、非常に質問のテクニックが上手な方がおられて、絶対に答弁時間が間に合わないのがわかっていて最後に詰め込んでいく。質問時間・答弁時間を仮に分離すると、それはひどくなると、ひどいというのは悪いというのではなく、もっと詰め込まれるということで、それは絶対にいけないと思う。それと、先ほど2分や3分のオーバーはいいではないかという発言もあったが、その与えられた時間の中でしっかりと当局に伝えて、答弁をもらって、再質問するルールではないか。2分、3分がいいのであれば、10分もいいのではないかとなるので、やはりしっかりやってもらうと。最近、目に余るぐらい最後に駆け込みをして逃げていくみたいな方がおられるので、それはやはりいけないと思う。

(安達議員) 一問一答を導入すべきだということで、一応、方向性が決まったが、その時点で回数制限はないと理解していいのか、あるいは議員にゆだねるべきだということが残っているので、例えば一問一答でなしに、今までどおりのやり方をした場合は、回数制限が残るのか、その辺はどうなのか。

(安井座長) 一問一答をすることによって、回数制限は解消することになると思う。ただ、それについても、いろんな方法があると思うので、そのことについてもう一度議論したいと思っている。 原則としては、なくなると思う。

⑥委員会活動の活性化について

(安井座長)テーマ設定について、常任委員会あるいは外郭を含めての委員会活動において、テーマを設定してはどうかということである。自由民主党さんからテーマを決めることで、かえって議論が狭くなる可能性があるという意見をいただいているが、これについて説明していただきたい。

(守屋議員)会派内での打ち合わせの中で、そういう可能性も否定しきれないという話である。テーマの設定自体を否定しているものではない。

(安井座長) それでは、それぞれの委員会独自の調査ということで、各委員会でテーマを設定して すればいいのではないかということでまとめさせていただきたいと思う。

(「はい」の声あり)

(安井座長) その他に入りたいが、いろんな意見や提案をいただいており、1 つずつ説明をしていただきたい。

(崎元議員)委員会審査において、課長以上の出席で可ということであるが、今、保健福祉局であれば、ものすごい人数が後ろに並んでいる。答えているのは局長や担当の部長であるが、このほかの人たちは、その局の業務に張りついていた方がいいのではないかということである。これから常任委員会の回数がふえれば、機能が麻痺するところも出てくるのではないか。もう1点は、今後、1日1局ぐらいにして――次の局が廊下でずっと待っているということは、時間的なロスも多く、長引くと1時間以上、廊下で待って、なおかつ昼食後になるというようなことがあるので、今後、長いスパンでテーマを決めてする委員会には、課長以上の出席と、それから1局1局の対応で委員会を設定することで、業務の内容ももっと詳しく知ることができるのではないかと思う。

(守屋議員)所管団体の施設見学・視察をすることがあるが、ほとんどが新しいところや極端な施

設ばかりとなっている。委員会でしっかりと神戸市の現状を把握して、そこから新しい提案、改善点を見出すためには、極端に言えば、すべての出先機関を4年間で視察するぐらいの気構えが必要ではないかと思う。

(**吉田謙治議員**) これはテーマ設定の話で、理念的・宣言的な規定として基本条例に盛り込んだらどうかということを書いており、独立してその他というのがあるわけではない。

(高山議員)外特委は、調査権の関係で50%以上という話が出るが、調査権をもう少し活用すれば、外特委は50%未満の出資比率の団体から役員や理事に概要を聞くという場にして、今、扱っている外郭団体は、当局が十分説明できるものなので、それは常任委員会に回したらどうかということと、2つ目は、区政について、深く議論する場がないので、特別委員会のような場で――任期当初に特別委員会の設置を議論しているが、こういうことも検討しないといけないのではないかということで、あえて書いている。それから、資料配付時期に関して2週間前と書いているが、やはり事前の配付に努めていただきたいという点、それから、三重県は県なのでなかなか議場まで来られないという事情もあるだろうが、ネットライブだけでは何について話し合っているかわからないので、委員会資料もネット上にPDFで張りつけている。これも技術的にはできないことではないので、そういうことも前向きに取り組んではどうか。

(大野議員) 特にはない。

(林議員)神戸市会のあらましに、委員会の職務及び権限ということで、必要ならば、参考人の出頭、あるいは学識経験者の意見を聞く公聴会を開いたりと書いているので、これができていけばいいと思う。これまで委員会は内を向いていたが、外へ向けた活動もしていくべきで、そのためには資料もデジタル化し、データとして早めに欲しいし、市民にも公開すべきだと考えている。

(北山議員)委員会は、月2回でも3回でも開催してほしいと思っている。それから、決算・予算特別委員会は、昔は大会派順ではなくて、質問順を抽せんで決めていた。だから、行くまで、だれが一番になるかわからず、みんなが何番になっても大丈夫なだけの質問事項を用意しておかないといけないなど、みんなが緊張してやればいいのではないか。古いことでもいいことは取り入れてほしいと思う。それから、頭の中には新長田の快速停車と東口の陳情のことがあるが、これ全会派一致で議決して、その後、どういう交渉をしているのかを報告すべきだと思う。聞いたら報告してくれるが、適時適切に報告をしていただきたいと思う。もう1つは、本会議場で我々が質問をしたら、市長が本当に一人で獅子奮迅の答弁をしている。副市長も局長もいるのだから、どんどん答弁をすればいい。新しい質問事項であれば、何もかも市長がするというのは重労働であり、しまいに倒れてしまう。だから、そこのところを配慮する必要があると思う。

(安井座長) いろんな意見が出たが、議会基本条例をつくるとするならば、それに載せるべきであるという意見の中から考えていくのも一つの方向ではないかと思う。そういう意味では、常任委員会に出てくる当局の数が多過ぎて、それだけ市民サービスをする時間が少なくなるのではないかということについて意見をいただきたい。

(林議員)基本的に多いのでないかと思う。議会改革も必要だが、行政改革の一環として、もう少し当局の方も絞ってくることが必要だと思う。大阪の橋下知事は、1人1人のコストを出している。会議が終わると、この会議は幾らかかったかを出す。ホームページにも出ているぐらいコスト意識を徹底している。職員も議会に対する答弁が主な仕事ではないので、極力絞っていただいて、どうしても現場担当しかわからないときは、次の機会でもいいので、多く来る必要は全くないと思う。

(吉田謙治議員) こういうふうに変えようということになれば、当局もこれに対応した形に変えて

いただくことになると思う。大前提は、質問や議論をする時間的な余裕があることで、その上で当局を引っ張り続けて拘束するわけにはいかない。これまでは市長部局の側はできるだけ丁寧に答えようとしてきたので、答弁時間が長いのも我々は嫌だと思うかもしれないが、逆に一言、二言で終わられたら実際は困る。本来なら議員と当局との議論というのは、1つ1つ事実関係の確認というより、むしろ政策の方向性であったり、今行われていることが本当に市民のサービス向上になっているのかという政策論だと思うので、局長や部長に時間的制約はあるかもしれないが、我々と議論していただき、部長、局長は細かいところがわからないのであれば、事前に勉強してきてもらうなり、答えられなかったら次の機会に回すとか、そういうことも当局とすり合わせをした上で、できるだけ議論の機会をふやしていくという方向で考えたらいいのではないか。

(高山議員) 方向としては賛同する。ただ、どこまでとは私も言えないが、先ほど言われていたようにウエーティングをずっとされるのはもったいないと思う。

(崎元議員) 先ほど課長以上と言ったが、保健福祉局は課長級だけであれだけ多い。だから、局に応じて、ここは部長以上でもいいとか、今後決めていったらいいと思う。

(金沢議員) 私たちは質問に対してきちんと答弁をいただければいいので、部長以上でも、出てきていただく方が少なくても、それはいいことだと思う。

(大野議員) 当然のことなので、賛成。

(守屋議員)通年議会を目指す中で、仮に2期制になれば、当然、職員の負担を軽減しなければいけないのでそれはいいのだが、以前は、係長級でも議会に出られてすごく勉強になったと、今は絞り込まれて議会の質疑の中の話がなかなか伝わってこなくて勉強にならないという意見も聞く。こちらの話だけでなく、当局側がどう判断しているのか聞くことも必要ではないか。ただ、負担を軽減することは大事だと思う。

(安井座長) 事務局長の意見は。

(市会事務局長) 市民局の経理係の担当として出席をさせていただいたことがある。担当の時代から出席できるメンバーは局内でも限られており、もちろん係長でも限られているが、この議会の雰囲気をより若い年代のときに味わうのは、経験としては大事なことだと思う。課長以上、あるいは部長以上に絞るというのは、当局にとっての仕事のしやすさとかという点では、非常に有用かと思うが、若い人も一部でも参画をさせていただくことによって、非常にいい経験ができるのではないかと思う。所管事項質問ということで、その日にどんな質問を突然されるかわからない状況の中で、結果的にはいろんな分野の課長級が出そろっていないと、それに対応できないということがある。それをその場で答えられずに、次に回してくれるのであれば、それはそれでいいのだが、やはり保険としてより多くの人間が出席せざるを得なくなる。他都市の例だが、所管事項質問については発言通告制というか、事前にこんな質問をする、あるいはこんな人間を準備しておけというようなことをしているところもあると聞いている。今後、常任委員会の回数がふえるということで、当局の軽減をお考えになられるのであれば、そういった他都市の例も参考になる部分があるかと思う。

(あわはら議員)よくわからないのだが、議会基本条例をつくるときに、当局の数をこれぐらいにするべきというようなものが入るのか。与党・野党という線引きではなくて、議会対首長という構図の中で、まずそういう構図だということを市長にもわかってもらわないといけない。我々が今やっている議会改革というのは、そういう柱なのだというのを、実は当局も理解していないと思う。そういうことも含めた立場で言うと、そういう項目の中に入るものであって、議会基本条例の中にこういうものが入る必要性はない。ただ、当局はそんなに多くなくていいとは思う。

(安井座長)大人数が来て、わずかな時間で委員会が終わると、それだけ市民サービスから遠ざかるということでもあり、議会人としては、市民サービスに心を砕くという意味では、もっともな意見でもあるし、事務局長が言われたこともわかる。また、議会基本条例で明文化するに当たらないという意見もある。その他の中でいただいている中には、活性化ではなく、ふだんの気がついたことを言われている部類もあるので、この点については、もう1度精査しながら、どの問題をもう1度するのがいいのか整理をしたいと思うので、今回は置かせていただきたいと思う。

(金沢議員) その他のところを書いていなかったのだが、委員会に関するものでは、外郭団体の出資率 25%以上を審査対象とすること、予算・決算特別委員会で大部局の保健福祉局、みなと総局、建設局、都市計画総局については、2日間にわたる審議とすること、常任委員会の資料を1週間前には配付していただきたいということをつけ加えさせていただきたい。

(安井座長) 了解した。ただ、今言われたことも通年議会をするということで意思決定しているので、その中でまた論議をしていきたいと思う。

⑦予算編成過程や議案の賛否のための情報開示について

(安井座長) 予算編成過程や議案の賛否のための情報開示について、どう議会が関与していくかという問題である。特に自由民主党さんの意見が一番予算編成に関して議会の関与を強く求めておられるので、趣旨をお話いただければありがたい。

(守屋議員) 大前提としては、与党・野党という枠組みを外して、議会として当局なり市長に対して求めていって、情報の共有も差がないということを将来目指していくべきではないかという素地のもとでの案である。まず、予算編成に関与できる環境を整えることが大事ではないかと考えている。仮称だが、政策立案委員会をつくって――予算が提案された後は、もちろん議会でそれを審議するが、その前に各会派全体の代表が簡単な予算要望という枠を少し超えた政策提言をする。すべての項目にわたっては不可能なので、ある程度集中的な形で予算の中で位置づけをしていく。もう1点が、予算・決算の中において、当局が意思決定をしていくのだが、その過程がわかるような形で、オブザーバー的に議会、議員が関与するとか、そういうことも将来的に求めていくことが重要ではないかと思っている。どちらにしても、議会の政策立案能力を高めることを基本として、それに付随する形でいろんな提案を、また委員会を立ち上げれば、おのずと議会の活性化が図られていくと思うので、そのためには、三重的にいくかどうかは別として、今、会派ごとに少し強弱なり垣根があるのをこの部分においては取り払っていくと。しかし、各会派なりのバックボーンがあるので、それはしっかりと議会で主張していく。議会全体で当局に対してしっかり言っていくことと、後は会派の主義主張を実現していくという、そんな形をイメージしている。

(崎元議員) 現状は、10月に決算市会があり、11月に会派予算要望をして、市長・副市長の懇談があって、1月下旬に大体予算案が決まり、2月に予算市会という流れになっているのだが、その決算市会の後ぐらいから、会派の思いが反映できるような仕組みにできないかと考えている。予算編成権は市長にあるが、その辺を何らかの形で、自由民主党さんが言われたような政策立案委員会なるもので、市長または行財政局と議員側と対峙して予算を話し合うというのがあれば一番いいのかなと思う。全部の会派が1つになって、1つの予算を立てていくためには三重県議会のように――与党・野党の区別をしていたら、なかなか解決しないと思う。しかし、神戸市会の実情を見ると、非常にこれは難しいという感じもする。どこかで折り合った予算案になるのであれば議会側が出す意味もないと、それも問題だし、その辺は1つにまとまれば、自民党さんが言われたような立案委員会的なもので対応していける――対峙して、私たち議員としてのひのき舞台になる予算市会にな

るのではないかと思う。

(吉田謙治議員)テーマが予算編成過程や議案の賛否のための情報開示なので,至極当然のごとく,情報は開示すべきということしか書いていない。予算の編成過程の話は,また後のテーマで出てくるので,そこで議論いただいたらいいのではないかと思うが,議会対首長という,チェック・アンド・バランスの構図の上から行けば,予算編成権を侵したらいけない,かといって増額修正をしてはいけないとは書いてなくて,むしろ増額して議決をすることは構わないと書いてある。制度上,減額修正も構わないので,要は日常的に議会として政策提案条例を出していくと,当然,予算に絡む話が出てくるので,政策提案条例を合議で議論しながら,当局は当然しないといけないと思えば予算を用意するわけで,それは市長の予算提出権を侵すわけでも何でもなく,むしろそういう形で我々議会の方からどんどん政策を出していって,予算をつけろと要求をしていくような積極的な取り組みをしようということではないかと理解をしている。

(金沢議員)予算の編成過程は、全く見えない状況で予算要望をするが、やはり編成過程は開示してほしいし、各施策も確定に至る経過の透明化も求められると思う。また、資料・情報提供の迅速化、それから、存在する資料でも出てこないことが多々あるので、きちんと情報開示をしていただきたいと思う。先ほどから出ている政策立案委員会的なものは、与党・野党というものの中で政策によっては一致するものもあると思うが、一致しない部分も多い中で非常に難しいのではないか。

(高山議員) このテーマに関しては、不可欠だということをまず書かせていただいた。これは議会の活性化というより、納税者から税金を預かり、それをどう活用するかということを明示することが、市政への関心にもつながり、議会への関心が高まる第1条件だと思う。今、それが全然ないから、何をしているのかも全然わからないと。新規事業が急に出てきて、なぜかわからないが拡充されていくというような流れの一部分しか私たちでさえ見えない状況にあるので、これを変えていかないといけない。その後の「予算要求内容を12月議会に事前開示し、質疑を経て予算原案に対する議会としての意見を市長に提出する。こうした手続を経た後、改めて市長が3月議会で予算案を上程する。」というのは、三重県議会に行って、会派としての要望を出すのではなくて、議会としての意見を取りまとめて議長が知事に渡すということをしていると聞いたので、それを参考にして書いたものである。

(大野議員)予算の編成過程の開示とあるが、別にこれは必要ないと思っている。基本は議会の意見が予算案にどう生かされていくかということで、どう生かしていくかという方法論だと思う。市長がこの予算を決めたのは、どこかの課長が提案をして、市民の一部に聞いたら、これはいいということで、市長もそれでいいと、もう決まり切ったことなので、予算の開示をしても何の意味もないと思っている。やはり予算案は、市長が責任を持って市議会に出してきた結論の数字、これを市長自身がわかって出してきているわけだから、その編成過程を一々とやかくせんさくする必要はないと思う。それよりも、市会として市長に、こんな予算をつくってはどうかという予算教書を一今、会派ごとの予算要望はしているが、大きい会派でも69分の14である。そうではなくて、多数の議員が寄って、市長に対して予算案はこういうふうにつくるべきだというまとめのような作業をぜひやるべきなのではないかと。もちろん共産党さんが言われたように、どうしてもまとまりにくい部分は必ず出てくる。三重県議会みたいにはならないと思うので、その辺は両論併記をするのがいいのか、多数決で決めるのがいいのかは別にして、議会として、予算を編成する前に、議会の声を市長に届けるということはすごく大事である。その中で予算教書のあり方として、例えば都市計画のこの工事をするのに、今、30億の予算がついているが、これを50億にしたいと、そんな具体

的な数字まで我々が判断できるかどうか、将来的にはそういうこともやっていかなければいけないのかもしれないが、今の段階では指針みたいなもの、我々が会派で予算要望をしているグレードのものでもいいと思う。それをみんなですり合わせをする場所づくりはすごく大事だと思う。少なくとも69分の14ではなくて69分の50とか、それぐらいの数字になれば、最高にいいのではないか。ご存じだと思うが、兵庫県の場合には予算編成をした後、表に出す前に知事は自民党の県議団に事前に言ってきている。これは少し修正するよというような作業も、実際に行われており、そういう意味ではやはり69分の50というしっかりとしたものを市長に具体的に出す必要性があると思う。

(あわはら議員) 予算編成権の議論があると思っていなかったので、簡単に書いているのだが、予算編成権に対して、議会が入るということは、かなり整理をしないといけないと思う。きょうここで結論を出してしまうより、もう少し議論を積み上げた方がいいのではないか。二元代表制ということと、予算提出する市長に対して、我々がどこまで介入すべきなのかと、下手に介入するとよくないので、そこの線引きの立て方として、考え方も含めてもう少し議論、整理する必要があるのではないかと思う。予算編成過程の議案の賛否の情報開示については、例えば明石市では、予算原案みたいなものが議員に配られている。それを見ると非常にわかりやすくて、この施策に一般財源が幾ら使われていて、国の補助が幾らあるのかを、1つ1つの施策ごとに全部整理されている。あれを見ると、財源と施策が対比されていてわかりやすい。1つは予算編成過程を開示するけれども、数字だけを開示するのではなくて、そういう工夫をしてもらって――市民の税金や国の財源などいろいろあり、また本当に市民サービスが実施されるのかどうか判断できるような資料を予算編成過程の中から原案で開示をしていただければ、非常に議論はしやすくなるのではないか。そういう意味での情報開示をまずやらせるべきではないか。

(林議員) 基本的に予算編成権は首長が行使するものだから、それをいかにチェックしていくのかと、そのための情報は必要であるが、それは行政改革の一環として当局が積極的にやるべき問題であると思う。これは議会だけではなくて、市民にも開かれた形で情報を流すことによって、事業・政策のつくり方も市民が共有していくと。これは大阪や横浜でも進んでいるし、あちこちで行政改革の一環として情報開示を進めている。それに比べると、神戸市の場合はまだまだ足りないし、事業ごとにはわからない。大阪府は、日々の公金支出が翌日にはネットに上がってくる。究極の公金支出公開で、それは本当に行政側のやる気次第であり、市民に対してどう向き合っているのかということで、議会に情報開示する以上に市民の方を向いてやっていくべきだと思う。明石の例も出たが、私、以前、決特委か何かで草津市の例を出した。草津も1つ1つ事業について、これは自分のところの財源なのか、国からの財源なのか、県からの財源なのかということをしながら、この事業は、どこの会派が提案したかまで情報公開している。そういうことで言うと、市民はそこまで知る権利があるということなので、もちろんそれをかわって我々が追及していくわけだが、市民も当然、共有できるような行政改革が必要だと思う。我々としては、議会基本条例の中でも開示を求めるということは精神条項になると思うが、うたってもいいのではないかと思う。

(北山議員)予算編成過程の議案の賛否のための情報開示は当然のことである。今までは、本当に情報は十分だとは言えないと思う。当局が好んで使う言葉に、選択と集中という言葉がある。選択と集中を通じて、こういう予算になったとよく説明されるが、どれだけの議案の中から、どれだけの問題点を集中してきたのかということがわからない。これだけの予算編成をしたいが、どうしてもこれはつけられないというような情報開示は必要だと思う。いずれにしても、それぞれの会派からの要望をすべて聞き入れるわけにいかないが、できる限りのことを神戸市はしたんだということ

を議会にも市民にも知ってもらうためには、情報開示は微に入り細に入りするべきだと思う。

(安井座長) 非常に意見も多岐にわたっており、きょう、この大きな問題の結論を出すわけにいかないと思う。議会の意見をどう反映させるかということについて、その方法なりやり方、あるいは、その編成過程における情報の開示も非常に大事だと思う。同時に二元代表制の中で、予算に対してどう首長と話をし、その予算編成にかかわっていくのかを市民に見せるべき場も必要ではないかと思う。例えば、仕分けのような形で、あるいは、三重県では与党・野党を超えて1つになって、首長に予算のことについては回っていくと。残念ながら、共産党さんから、与党・野党一本化というのは無理だという意見が出たが、大野議員が言ったように、69分の50ぐらいでもいいではないかと、それも意見だと思う。この問題については非常に重要問題であるとして、もう一度、論議の場を移していきたいと思うがそれでよいか。

(「了解」の声あり)

(安井座長) 次回検討会は、10月13日午後2時から27階第2会議室において行う。なお、検討項目は、「政策立案・提言機能の充実」を予定していたが、10月17日月曜日に、山梨学院大学の江藤俊昭教授をお招きして、政策立案・提言機能の充実をテーマとしたセミナーを予定しているため、10月13日の検討項目は、「市民参加の積極的な促進」に変更したい。よって、10月27日の検討項目は「政策立案・提言機能の充実」とする。なお、セミナーは本会議場で行うので、できるだけ出席していただくようお願いしたい。